

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年7月15日

愛知県知事 大 村 秀 章

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社
堺市西区鳳東町四丁401番地1
代表取締役 足田直太郎
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
コーナンPRO東郷店
愛知郡東郷町白鳥3-7
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年2月11日
- 4 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項			概 要
小売業を行う者	氏名又は名称		コーナン商事株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 足田直太郎
	住所		堺市西区鳳東町四丁401番地 1
	その他小売業を行う者		なし
店舗面積の合計			1,689㎡
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	40台
	駐輪場	位置	縦覧による

		収容台数	4台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	36㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	8.25㎡
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前6時15分
	小売業を行う者の閉店時刻		午後9時45分
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前6時から午後10時まで
	駐車場の自動車の出入口	数	2箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後10時まで

5 届出の日

令和7年6月10日

6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年7月15日（火）から令和7年11月17日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

令和7年11月17日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課